

# 令和6年度 介護支援専門員証更新のための研修概要

愛知県社会福祉協議会は、愛知県の研修実施機関として介護支援専門員 実務研修・専門研修・更新研修・再研修を開催しています。

## ◎更新に必要な研修の確認

介護支援専門員としての実務従事状況等により受講対象となる研修が異なりますので、更新を希望される方は、フローチャートを参考に受講する研修をご確認の上、有効期間内にご自身の対象となる研修を受講してください。

(更新に必要な研修のフローチャート【令和6年度版】はコチラをクリック)

(介護支援専門員研修全体のフローチャートはコチラをクリック)

→フローチャートが表示されます

なお、介護支援専門員証の更新手続きは、有効期間が満了するまでに行わなければなりませんので、ご自身で正確に把握しておいてください。

## ◎研修及び受講要件

研修名	研修受講のための要件	
専門研修	・愛知県で介護支援専門員の登録を行っている方 ・介護支援専門員として現在実務に就いている方	
介護支援専門員証の有効期限が令和8年以降の方	課程Ⅰ＋Ⅱ 88時間以上	・介護支援専門員証の有効期間満了日から5年遡った期間の中で、実務従事期間が3年以上の方（継続して実務に就いていなくても合計で可）
	課程Ⅰ 56時間以上	・介護支援専門員証の有効期間満了日から5年遡った期間の中で、実務従事期間が6か月以上の方（継続して実務に就いていなくても合計で可）
	課程Ⅱ 32時間以上	・介護支援専門員証の有効期間満了日から5年遡った期間の中で、実務従事期間が3年以上の方（継続して実務に就いていなくても合計で可）
更新研修	・愛知県で介護支援専門員の登録を行っている方	
実務経験者 88時間以上	・現在の有効期間中に、 実務に就いている方 又は 就いていた経験がある方 →介護支援専門員証の有効期限が <b>令和7年1月1日～令和7年12月31日</b> までの方が対象となります。	
実務経験者 32時間以上	・現在の有効期間中に、 実務に就いている方 又は 就いていた経験がある方で専門研修課程Ⅰを修了している方 →介護支援専門員証の有効期限が <b>令和7年1月1日～令和7年12月31日</b> までの方が対象となります。	
実務未経験者 54時間以上	・現在の有効期間中に、 実務に就いていた経験がない方（予定も含む） →有効期限が <b>令和7年4月1日～令和8年3月31日</b> までの方が対象となります。※令和6年8月下旬から9月下旬に募集予定	
再研修 54時間以上	・有効期間が満了してしまい、再度介護支援専門員証の交付を受けようとする方 ※令和6年8月下旬から9月下旬に募集予定	

※愛知県以外の登録の方で、愛知県での研修受講を希望される方は、福祉人材センター（052-212-5516）までご連絡ください。

## ◎受講にあたっての留意事項

### 1. 受講時期について

各研修は、年1回の開催です。ご自身の専門員証の有効期間をご確認のうえ、必要な研修を受講してください。

更新のための研修は、専門員証の有効期間内に研修を修了し、愛知県庁福祉局高齢福祉課へ更新手続きを済ませなければなりません。期限切れとならないよう、早めの受講をお

すすめします。

また、令和5年度から専門Ⅰ・Ⅱ、更新（88時間・32時間）について、愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会が本会とは別時期に実施しています。

【愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会 HP】 <https://www.aichi-kaigo.org/>

更新に関する詳細は愛知県福祉局高齢福祉課のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/care-manager-kensyuu.html>

主任介護支援専門員更新研修を介護支援専門員証の有効期間内に修了される場合は、介護支援専門員更新研修（本会実施）を受けたものとみなされます。

実施機関：愛知県シルバーサービス振興会 (<http://www.aichi-silver.com>)

愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会 (<https://www.aichi-kaigo.org/>)

## 2. 更新のための研修について

何回目の更新であるか、前回の更新の際に、専門研修または更新研修（実務経験者）を修了しているか、前回の更新後の実務経験等により、必要な研修が異なります。

※「**介護支援専門員研修全体のフローチャート**」をご確認ください。

## 3. 実務経験の範囲について

(1) 介護支援専門員としての実務経験の範囲は、次の事業所または施設において、介護支援専門員として実務に就いていたものに限りです。

- ①居宅介護支援事業所
- ②介護予防支援事業所(地域包括支援センター)
- ③小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ④介護老人福祉施設
- ⑤介護老人保健施設
- ⑥介護医療院・介護療養型医療施設
- ⑦特定施設入居者生活介護事業所
- ⑧地域密着型介護老人福祉施設
- ⑨地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
- ⑩認知症対応型共同生活介護事業所

ただし、上記の事業所または施設で就労していたとしても、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や、利用者・サービス提供事業者との連絡調整を補助的に行うのみで、サービス計画の作成を行っていない場合は、実務経験としては認められません。

また、指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっておりますので、当該管理者については、実務経験があると認められます。

(2) 地域包括支援センターに配置されている保健師・社会福祉士等についても予防プランの作成を行っていれば、実務経験があると認められます。

いずれの場合も、介護支援専門員証の現在の有効期間中の実務経験が対象になります。

## ◎ お問い合わせ先・申し込み先（土・日及び祝休日を除く）

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒461-0011 名古屋市東区白壁 1-50 電話(052)212-5516 FAX(052)212-5518